

生協名	
-----	--

整理番号	
------	--

<p>生協産直品質保証システム</p> <p>生協版適正農業規範 畜産・畜種共通編</p> <p>2017年・第一版</p>

生産者名	
所属団体名	
畜種名	

自己点検点検実施日	年 月 日	点検者	
二者点検点検実施日	年 月 日	点検者	

産直生産者 / 流通事業者と協力し、
生協組合員の信頼を構築するために。

日本生協連 産直事業委員会

生協版適正農業規範 前文

1. <生協版適正農業規範がめざすもの>

日本生協連・産直事業委員会では、組合員から信頼され、支持される「たしかな商品」を供給し続けるために「生協産直品質保証システム」を開発し、会員生協と共に取り組んでいます。

「生協産直品質保証システム」とは、農産物が生産され、組合員に供給されるまでのすべてのプロセスにおいて、期待される品質、安全性、信頼性を確保するための必要な手立てがとられているということを検証し、そのことを保証するためにつくられたシステムです。

「畜産・畜種共通編」は、「生協産直品質保証システム」を構成するひとつである「適正農業規範」の理念や骨子を引き継ぎ、畜産に適用されるべく策定されたものです。

「生協版適正農業規範」は、「安全で安心な畜産物」を組合員に提供し続けるため生産者が自らの業務を自己点検し、その結果を商品及び業務の改善につなぐための自主管理ツールであり、生協と産直生産者及び関係事業者とが互いの信頼関係の上に立ち、対等、平等の立場で協力しながら取り組むことを前提としています。

生協組合員との信頼関係をより強固にするために、以下の「めざすもの」を理解した上で、この「生協版適正農業規範 畜産・畜種共通編」を活用してください。

法令の遵守

畜産物の安全と信頼、家畜防疫の確保

畜産物のトレーサビリティの確保と適正な表示

環境への配慮

作業員の安全と健康の確保

以下に、この「生協版適正農業規範」を運用・活用していただくための注意すべき事項を記述しますので、「点検表」に着手する前に必ず内容をご確認ください。

2. 生産者、生産者団体による自己点検と内部監査

「生協版適正農業規範」を運用していくうえで最も重要なことは、このツールを活用し、生産者、生産者団体自身が自主点検・内部監査を継続して実施することを通じて、自らの農場の実態を把握し、改善点を見つけ出し、主体的に改善活動に取り組んでいくことです。

そのことを前提として、生協は生産者、生産者団体と協力しながら二者点検を実施します。

生協は、生産者、生産者団体に対し、「生協版適正農業規範」の理念と目的を十分に説明し、生産者、生産者団体の理解と納得の上で点検を実施します。

3. 点検にあたっての注意事項

対等・平等で公平な運用

二者点検は、生協と生産者、生産者団体の双方で点検しますが、生協と生産者、生産者団体の協同作業であるという認識が大切であり、ともに畜産物の品質向上に努力するという姿勢を堅持しながらすすめます。

守秘義務

「生協版適正農業規範」の点検者、及び点検者が所属する生協は守秘義務を負います。生協は、点検作業を通じて生産者の個人情報、肥育技術、管理手法、経営手法などの様々な重要な情報を入手し得ること、及びこれらが守秘義務の対象であることを十分に認識しながら点検をすすめます。

4. 点検対象となる生産者と点検の範囲

点検対象

生協と取引がある畜産の生産者

点検の範囲と対象

「生協版適正農業規範」では、生産者の農場から出荷されるまでを対象とします。それ以降の工程は、「と畜場法」や「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の対象として除外します。点検の対象とする農場や施設、記録等は、その生産者、生産者団体が生産する家畜についてのみ要求します。

ただし、「鶏卵」についてのみ、GPセンター (Grading&Packing Center) での管理も対象とし、規範を設定していますので活用してください。

5. 点検にあたっての事前準備

点検の事前準備は、点検を有効かつ円滑に進めるための必須事項です。点検者は、点検日当日までに、次の項目を整理し、書類を準備し、明確な点検方針を立てて点検に望みます。

前回の点検結果と「改善要請書」及びその回答である「改善計画書」

今回の自己点検結果と前回の点検結果との相違点

対象の畜産物に関する最新の仕様書

過去1年のクレーム・事故の記録

点検実績のある生産者(団体)においては、全項目を点検する必要は無く、予め決めた時間内に、点検方針に基づいて点検をすすめます。

6. その他点検にあたっての留意事項

事故が起きたあとの事後対応で重要なことは、トレーサビリティです。トレーサビリティには、追跡(不適合品の排除:特定生産者からの出荷先と出荷数量の特定)と遡及(原因の特定:生産者の農場の特定)があり、双方とも重要です。任意の出荷伝票を基にして、追跡・遡及の双方を被点検者(生産者・生産者団体)に実施していただき、点検を行ってください。

規範運用の詳細を、「生協産直品質保証システム」運用マニュアルに定めています。

必ず運用マニュアルを確認し、規範の運用を行ってください。

不適切な運用など、お気づきの点があれば、日本生協連産直グループまでご連絡ください。

TEL03-5778-8075、FAX03-5778-8178 sanchoku@jccu.coop

情報ご提供者に不利益が生じないよう配慮して調査・調整いたします。

CONTENTS

畜種共通編

0. 理念 / コンプライアンス		
0-1	基本理念	飼養する家畜は、経済動物であると同時に食用に供せられるものであるという基本的な姿勢を持っている
0-2	コンプライアンス	畜産物の生産、取扱いに関わる基本的な法令について理解し、遵守している
0-3	知財管理	畜産物に関する知的財産の保護、地理的表示制度を順守している
0-4	交流	生協の組合員、役職員と交流している。あるいは、交流する意思がある
1. 施設・設備の維持管理		
1-1	施設台帳	畜産物の生産、取扱いのために使用する施設、圃場の台帳を作成し、管理している
1-2	施設の条件	施設は飼養する家畜の健康を維持するために必要な機能を有し、防犯措置等を装備している
1-3	設備の条件	飼養する家畜の衛生状態を維持するために必要な設備を整えている
1-4	設備・機械の管理	設備及び機械の台帳を作成し、設備・機械を適切に維持、管理している
2. 生産計画及び出荷の記録		
2-1	飼養計画	飼養方法別の家畜の生産計画を作成し、生協と確認している
2-2	給餌計画	飼養方法別の給餌計画を作成し、保管している
2-3	飼養記録	家畜の生産、出荷に関わる事項を正確に記録している
2-4	飼養環境の記録	家畜の飼養環境に関わる事項を記録している
3. 飼養管理とトレーサビリティ		
3-1	素畜の導入	導入する家畜の内容を把握し、適切に疾病を予防している
3-2	飼料内容	取引先生協と確認した飼料内容を、適切に管理している
3-3	区分管理	管理する家畜の群ごとに、生産から出荷完了まで、適切に区分管理している
3-4	識別管理	出荷する畜産物の安全性を高めるため、病歴がある家畜を明確に識別している
4. 家畜の健康管理		
4-1	疾病予防	家畜の疾病予防のための健康管理を適切に実施している
4-2	治療行為	家畜の治療は、獣医師の下、適切な動物用医薬品を投与している
4-3	アニマルウェルフェア	飼養する家畜に見合ったアニマルウェルフェアに取り組んでいる

5. 家畜防疫と危機管理		
5-1	防疫体制	外部からの車両や人が入る場合、適切に管理している
5-2	緊急対応	法定家畜伝染病発生に対応する体制を明確にし、運用している
6. 衛生管理		
6-1	作業者の衛生	作業者の衛生に関する手順書を作成し、適正に運用している
6-2	施設・設備の衛生	施設、設備の衛生管理に関する手順書を作成し、清掃の記録を保管している
6-3	動物用医薬品	施設内で使用する動物用医薬品及び医療用器具を把握し、適切に管理している
6-4	その他薬剤	施設内で使用する薬剤を把握し、適切に管理している
6-5	飼料の管理	飼料及び飼料添加物を、衛生的に管理している
6-6	備品の管理	備品の管理のための手順書を作成し、適正に運用している
7. 環境配慮		
7-1	排泄物の処分	家畜排泄物による環境汚染等を防止するために適切に管理している
7-2	廃棄物の処分	廃棄物の処分方法の手順書を策定し、処分の記録を保管している
7-3	環境への配慮	環境への負荷を低減する取り組みや活動を行っている
7-4	環境保全活動	耕種農家との連携や自給飼料の栽培等をととして循環型農業を推進している
8. 労働安全衛生		
8-1	労働環境	作業場所の労働環境を整え、安全性に配慮している
8-2	作業者の訓練	適正に訓練された作業者のみを、作業に従事させている
8-3	事故・災害対応	事故や災害が生じた場合の対応組織が確立され、必要な訓練が行なわれている
8-4	健康管理	作業従事者の健康診断を実施し、疾病の予防に活用している
9. 教育訓練		
9-1	教育・訓練	家畜の衛生管理、疾病に関する情報の入手、管理手法の習得に努めている
10. 自己点検		
10-1	自己点検	本規範項目を活用し、畜産物の生産、取扱いに関する自己点検体制を確立し、不適合を是正している
11. 種別の追加項目		
11-1	肉用牛	肉用牛においては、以下の点検項目を順守すること
11-2	肉用鶏	養鶏においては、以下の点検項目を順守すること
11-3	採卵鶏	採卵鶏においては、以下の点検項目を順守すること

畜種共通編

家畜に共通する「管理業務」に適用する

0. 理念 / コンプライアンス

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

0-1	項目		設定の理由			
基本理念	飼養する家畜は、経済動物であると同時に食用に供せられるものであるという基本的な姿勢を持っている		家畜の取扱いは「食用に供せられる」という当たり前のことが忘れられていると、さまざまな問題が発生するため			
補足説明	この規範項目では、生産者が畜産物には多様な側面(生きもの、食品、商品等)、危険性(抗菌性物質汚染、注射針の混入等)があることを認識し、意識して管理していることを求めている。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	飼養している動物は「食べ物として供せられる」という基本的な姿勢を持っている					ヒヤリング調査する
	畜産物の必要性、有用性と合わせ、危険性を認識している					認識している危険性をヒヤリング調査する
0-2	項目		設定の理由			
コンプライアンス	畜産物の生産、取扱いに関わる基本的な法令について理解し、遵守している		法令違反を防止するため			
補足説明	畜産物の生産、取扱いに係る法令として、薬事法、飼料安全法、家畜伝染病予防法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下、「家畜排せつ物法」と表記)、JAS法(JAS規格)、食品衛生法、飼養衛生管理基準を対象とする。 この規範項目では、関連する法令について、相談できる窓口があること、情報を入手する方法(家畜保健所、獣医師からの入手、インターネットの活用等)を知っていること、最新の情報を入手し、入手した情報のうち必要な事項を作業者に伝達していることを求めている。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	法令に関わる相談、問い合わせできる相手がいる					家畜保健所、獣医師等、問合せ先をヒヤリング調査する
	各法律や制度に関する最新、または更新された情報を入手できる状態にある					保持している情報をサンプリング調査する

0-3	項目		設定の理由			
知財管理	畜産物に関する知的財産の保護、地理的表示制度を順守している		自らの権利を守るとともに、他者の権利を侵害しないため			
補足説明	この規範項目では、自身の保有する権利の保護(特許、実用新案、商標登録、ブランド等の使用記録保持等)や、他者の知的財産を侵害しないように、情報を入手する方法(相談窓口、インターネットの活用等)を知っていることを求めている。 知的財産には、畜産物の特殊な飼養方法や飼料の配合、地域及び畜種ブランド等の基準、地理的表示制度(GI制度)等がある。					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	自らの知的財産を保護している					ヒヤリング調査する
	他者の知的財産を侵害していない					ヒヤリング調査する
0-4	項目		設定の理由			
交流	生協の組合員、役職員と交流している。あるいは、交流する意思がある		生産者と組合員・役職員の交流は、生協産直の基本要件の一つであるため			
用語解説	交流:生産者と組合員・役職員の直接の交流だけではなく、情報発信、試食会への参加等、多様な形態での交流も含まれる。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生協の組合員、役職員と交流している。あるいは、交流する意思がある					ヒヤリング調査する

1. 施設・設備の維持管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

1-1	項目		設定の理由			
施設台帳	畜産物の生産、取扱いのために使用する施設(農場)の台帳を作成し、管理している		農場経営の基本であり、トレーサビリティ確保の上でも不可欠なため			
補足説明	施設:畜舎、資材保管場所、農機具等倉庫、飼料の調整・保管場所、出荷場等を指す。 この規範項目では、農場の施設を管理するため、基礎的情報を整理していることを求めている。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	地番と面積、能力(生産量、飼養可能数)を記載した施設の台帳を持っている					台帳の形式は問わない
	台帳を現況どおりに更新している					照合によりサンプリング調査する
1-2	項目		設定の理由			
施設の条件	施設は飼養する家畜の健康を維持するために必要な機能を有している		家畜の健康を維持し、施設に起因する汚染等のリスクを低減するため			
補足説明	この規範項目では、施設及び設備等が十分に機能すること、機能するように維持管理していることを求めている。 生産者が飼養数をどのように決めているか説明できること、死亡数、罹患率等に大きな問題が生じていなければ可とする。手順書の整備や記録までは要求しない。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	畜舎は、家畜の飼養数に見合った十分な広さ、強度を有している					飼養頭数と面積をヒヤリングする
	施設は、家畜の健康管理のための隔離、療養の施設を併設している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	施設は、作業者の動線を十分確保でき、作業を行うのに必要な広さを有している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	施設は、侵入防止、盗難防止措置を備え、注意喚起を表示している					点検できない場合は、画像等で確認する
	施設を定期的に点検し、破損個所の補修、メンテナンスしている					点検できない場合は、画像等で確認する

1-3	項目		設定の理由			
設備の条件	飼養する家畜の衛生状態を維持するために必要な設備を整えている		家畜の健康を維持し、設備に起因する汚染等のリスクを低減するため			
補足説明	清潔な水:水道水、もしくは農場で消毒等管理されている水。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	関連する施設に、家畜の健康、畜産物の品質維持に必要な温度を管理できる空調設備を設置している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	清潔な水を給水する設備を設置している					水道水以外の場合、水質検査の結果と検査頻度(3年に一回以上が望ましい)を確認する
	給餌設備は、外部からの動物の侵入、排せつ物等の混入が生じない構造である					可能な限り実地でサンプリング調査する
	畜舎は、常に整理・整頓・清掃されている					可能な限り実地でサンプリング調査する
1-4	項目		設定の理由			
設備・機械の管理	設備及び機械の台帳を作成し、設備・機械を適切に管理している		設備・機械の機能を十分に活用することで無駄を無くすと共に、事故の発生リスクを低減するため			
補足説明	設備:給餌設備、排せつ物処理・排出設備、給電・分電、空調、給水・給湯、水質改善、排水処理、冷蔵庫等を指す。 特に、漏電による火災事故の対策が取られていることを確認する(給電・分電関係の保守・点検)。 機械:農業用、計量用、運搬用、清掃・洗浄用、工作用等の機械を指す。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	保有する設備及び機械の台帳がある					サンプリング調査する
	設備・機械と台帳に記載された内容が一致する					台帳と比較し、照合調査する
	設備・機械の保守・点検の記録がある					記録に基づきサンプリング調査する

2. 生産計画及び出荷の記録

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

2-1	項目	設定の理由				
飼養計画	飼養方法別の家畜の生産計画を作成し、生協と確認している	品質、安全性を確保して、出荷数量を安定的に確保するため				
補足説明	生産計画 (= 飼養計画) : いつ、どの畜種を、どのように飼養し、出荷するのかを明確にした文書。飼養する畜種、飼養方法が明確に記載されていること。生産計画は所属組織の作成したものの流用、代用でも良い。 リスク情報: 周辺で発生している家畜伝染病や湯水・高温注意等の情報。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	飼養方法別に生産計画を保持している					生産計画の書式は問わない
	生産計画に、使用する飼料、飼料用添加物、その他投与する資材を記載している					飼料内容証明、配合仕様等、生産計画の一部となる別の文書で可
	飼養方法別に予定生産量が把握できる					計画に基づきサンプリング調査する
	生産計画は、取引する生協と合意している					ヒヤリング調査する
	リスク情報を把握し、生産計画や飼養方法に影響のある要因に対し、必要な手立てを準備している					ヒヤリング調査する
2-2	項目	設定の理由				
給餌計画	飼養方法別の給餌計画を作成し、保管している	品質、安全性を確保して、出荷数量を安定的に確保するため				
補足説明	この規範項目では、給餌計画としてどのような内容の飼料を給餌するのか、飼料の入手方法、入手先、入手量、保管量、給餌量を明確にした計画文書を保持していることを求める。 自給飼料の場合は、栽培方法(農薬・肥料の散布計画と記録)が明確に記載されていること。 自給飼料には自ら生産する粗飼料等以外に、地域や協同組合等で生産され提供される飼料米、サイレージ等も含む。 給餌計画は所属組織の作成したものの流用、代用でも良い。ただし、生産者個人の独自性がある場合はその内容が付記、追加されていること。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	飼料の種類、入手先、入手量、保管量、給餌量わかる給餌計画を保持している					給餌計画の書式は問わない
	飼料の内容、配合、給餌量等を変更する場合の手続きが明確である					手続きには、事業者内の伝達、取引先生協への連絡等を含む
	自給飼料、自社配合の場合、給餌計画に飼料の生産場所、生産方法(使用農薬、肥料、添加物、栽培期間等)を記載している					飼料生産、配合仕様等、生産計画の一部となる別の文書で可とする

2-3	項目		設定の理由			
飼養記録	家畜の生産、出荷に関わる事項を正確に記録している		家畜の安全性とトレーサビリティを確保し、安定的な出荷を実現するため			
補足説明	記録には、必要な事項を伝達することができれば媒体は問わない。少なくとも飼養した施設、導入日、飼料の内容、投薬(対象傷病名、薬品、投薬量、処方者、出荷制限期間、使用禁止期間等)、出荷量、出荷日、出荷先、イレギュラー事項が把握できること。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	家畜の生産に関わる事項(給餌や投薬の内容、死亡した家畜数等)の記録を作成し、保持している					記録は、生産計画に準じて記述されていることを確認する
	記録は、作業の実施、計画の変更等、必要なタイミングで作成されている					記録作成のタイミングをヒヤリング調査する
	生産及び出荷の計画と記録(実績)を照合し、齟齬がないことを確認している					ヒヤリング調査する
2-4	項目		設定の理由			
飼養環境の記録	家畜の飼養環境に関わる事項を記録している		清潔な環境で飼養することにより、家畜の健康と畜産物の品質の安定を実現するため			
補足説明	この規範項目では、家畜の飼養環境を記録することを求めている。飼養環境の記録は、品質の改善やアニマルウェルフェアの確保に活用することを目指している。					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生産期間中、施設内の温度に異常が生じた場合、その対応を記録している					記録に基づきサンプリング調査する
	排せつ物の量、投入及び排出した敷料の量を把握している					ヒヤリング調査する
	記録は、作業の実施、計画の変更等、必要なタイミングで作成されている					ヒヤリング調査する

3. 飼養管理とトレーサビリティ

点検欄凡例： 十分、×不十分、-該当なし

3-1	項目		設定の理由			
素畜の導入	導入する家畜の内容を把握し、適切に疾病を予防している		家畜の品質・安全性とトレーサビリティを確保し、安定的な出荷を実現するため			
補足説明	自家育種の場合も導入する家畜として扱うこと。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	導入する家畜の内容(導入日、導入先、品種、数量、検品状況)を把握し、記録している					記録に基づきサンプリング調査する
	家畜の導入元の衛生状態を把握し、必要に応じて出生証明等を入手・保持している					記録に基づきサンプリング調査する
3-2	項目		設定の理由			
飼料内容	取引先生協と合意した飼料内容を、適切に管理している		出荷した畜産物に問題があった場合に、それがどの様に生産、取扱いされたものかを特定できるようにし、被害を最小限に抑えるため			
補足説明	飼料の内容を取引先生協と合意することは、生協の要求に応え、生協組合員との関係を深めるだけでなく、取引数量に齟齬があった場合の担保として活用することになる。 飼料の内容、条件には、遺伝子組換え、配合比率、飼料添加物、自給飼料、飼料米活用等がある。 生協と農場とが直接交わした文書だけでなく、流通事業者が生協と交わした文書を農場が把握していれば良い。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生協と約束した飼料内容、条件を確認できる書類を保持している					文書の内容を確認し、サンプリング調査する
	入手している飼料の内容、条件を把握し、合意内容と齟齬がないことを確認する手順がある					ヒヤリング調査する
	鮮度を保つために、適切な頻度で、必要な量の飼料を入手し、給餌している					入手、給餌の記録を活用し、照合調査する

3-3	項目		設定の理由			
区分管理	管理する家畜の群ごとに、生産から出荷完了まで、適切に区分管理している		供給された畜産物に問題があった場合に、それがどの様に生産、取扱いされたものを特定できるようにし、被害を最小限に抑えるため			
補足説明	管理する家畜の群：導入・飼育・出荷ごとの飼料、投薬、規格等が同じ種類のグループを指す。群の決定方法が明確であり、その区別の方法が明らかであること、導入から出荷までの範囲の中で、飼養の内容、投薬等が把握できるなど、生産者の管理の単位が明確であることを求める。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	同一とする群(飼料内容、投薬、規格等) = ロットとする条件が明確である					記録に基づきサンプリング調査する
	同一とする商品群 = ロットごとの区分方法(標識、記録、ケージ等分別方法)が明確である					記録に基づきサンプリング調査する
	同一とする群 = ロットごとに適切に区分している					サンプリング調査する
	群 = ロットごとに、トレーサビリティ(記録による遡及と追跡の可能性)を維持している					ロット記号が適切に対応付けられていることを記録や伝票でトレース可能を確認する。
3-4	項目		設定の理由			
識別管理	出荷する畜産物の安全性を高めるため、病歴がある家畜を明確に識別している		出荷する畜産物の安全性を確保するため			
補足説明	この規範項目では、安全性にリスク(病歴、注射針残存の可能性等)のある家畜の個体ごとに、明確な識別を行うことを求める。養鶏の場合は、鶏舎ごとに識別することを求める。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	病歴がある、注射針等が残存している可能性のある家畜にマーキングを施し、識別管理している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	家畜の出荷前に、家畜の健康状態を観察し、問題がないことを確認している					ヒヤリング調査する

4. 家畜の健康管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

4-1	項目		設定の理由			
疾病予防	家畜の疾病予防のための健康管理を適切に実施している		不必要な投薬、資材投与等を回避し、畜産物の安全性を確保し、環境負荷を低減するため			
補足説明	家畜の様子、行動、兆候を観察し、病気や怪我を予見することを求めている。 様々な情報源を活用し、疾病を予見することが、家畜の健康を維持するために大切である。 管理獣医師とは、農場全体の生産成績の向上をサポートするもので、疾病予防や防疫体制のアドバイスや健康的に家畜を育て、消費者に安全な食肉を提供するためのアドバイスを行うものである。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	家畜衛生を担当する管理獣医師と継続的な契約関係にある					ヒヤリング調査する
	家畜の健康状態を常に観察し、その記録を保管している					ヒヤリング調査する
4-2	項目		設定の理由			
治療行為	家畜の治療は、獣医師の下、適切な動物用医薬品を投与している		不必要な投薬等を回避し、畜産物の安全性を確保し、環境負荷を低減するため			
補足説明	隔離畜舎や治療用の囲いは、使用前後に消毒し、二次感染に注意して管理する必要がある。 飼料添加物：飼料に添加される栄養剤、微量要素及び抗菌性物質（抗生物質を含む）等を含む。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	疾病に罹った家畜は、獣医師によって診断を受けている					記録に基づきサンプリング調査する
	疾病の治療、怪我の回復のため投薬が必要な場合は、獣医師により処方された動物用医薬品を使用している					記録に基づきサンプリング調査する
	投薬に際し、処方箋に沿って投薬し、その記録を作成している					記録に基づきサンプリング調査する
	治療中の家畜をマーキングもしくは必要に応じて隔離する畜舎（治療用の囲い等）を確保している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	投薬した家畜に、出荷停止期間を明示し、適切に管理している					記録に基づきサンプリング調査する
	治癒の見込みのない家畜、死骸等を適宜処理している					ヒヤリング調査する

4-3	項目	設定の理由				
アニマルウェルフェア	飼養する家畜に見合ったアニマルウェルフェアに取り組んでいる	家畜の飼養環境を改善し、良質な畜産物を生産するため				
補足説明	アニマルウェルフェア:動物福祉、家畜福祉のことを指し、国際的なガイダンスとして世界に広く浸透している。 AW指針:社団法人畜産技術会議が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」の略称。この指針は、農林水産省のホームページにも掲載されている。					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	家畜が欲する時に、清潔な水を十分に与えている					ヒヤリング調査する
	施設を清潔に保ち、排せつ物を常に除去している					ヒヤリング調査する
	自分の農場の1頭当(1羽)当たりの面積を把握し、「AW指針」で定めている1頭(1羽)当たり面積数値に近づける努力をしている					ヒヤリング調査する
	上記 以外のAW指針項目を取り入れる工夫をしている					家畜にストレスを与えない工夫(換気、遮光等)があれば、コメント欄にその施策を具体的に記述する

5. 家畜防疫と危機管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

5-1	項目		設定の理由			
防疫体制	外部からの車両や人が入る場合、適切に管理している		人や車両を介した病原菌等の侵入を防ぐため			
補足説明	この規範項目では、飼料運搬や出荷用運搬車両だけでなく、来客者、郵便や宅配業者等が使用する車両及びその乗員等を外来者とし、防疫を徹底するための手順をさだめ適切に実行していることを求める。組織としての「防疫マニュアル」にこれらの手順が記述してあれば手順書として認める。踏み込み消毒槽の適切な管理とは、消毒液が常備されていること、消毒槽の消毒液の有効濃度が維持されていること、消毒槽が定期的に清掃されていることをさす。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	施設の入口で、関係者以外の立入りを制限、禁止している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	外来者が車両で敷地内、施設に乗入れる場合、洗浄と入場の手順書を策定している					手順書の内容の確認を行う
	施設内に出入りする車両に対し、手順書に基づき消毒液噴霧、車輪の洗浄等を行っている					手順書の内容の確認を行う
	防疫対策用の踏み込み消毒槽を設置し、適切に管理している					可能な限り実地で照合調査する
	外来者が施設内に立入りする場合の手順書を作成し、適正に運用している					手順書の内容の確認を行う
5-2	項目		設定の理由			
緊急対応	法定家畜伝染病発生に対応する体制を明確にし、運用している		産地と組合員、周辺住民の期待に応え、信頼を確保するため			
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	法定家畜伝染病発生に対応する部署を設置、もしくは担当する人員を配置している					家族経営の場合、相談できる獣医師が明確になっていれば良い
	法定家畜伝染病発生に対応する手順書を定めている					文書の内容を調査し、手順が明確か確認する
	法定家畜伝染病発生の際は、手順書に基づき適切に処理され、記録されている					記録に基づきサンプリング調査する
	利用可能な家畜共済等を活用し、法定伝染病の発生に備えている					ヒヤリング調査する

6. 衛生管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

6-1	項目		設定の理由			
作業者の衛生	作業者の衛生に関する手順書を作成し、適正に運用している		作業者に起因する飼料、水、畜産物への汚染リスクを低減するため			
補足説明	この規範項目では、作業者の衛生管理のための手順書を策定することは求めているが、記録保持までは要求しない。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業者の手洗い、履物消毒、服装、入室、退室、私物の持込み制限、体調の申告等を定めた手順書がある					文書の内容を確認しサンプリング調査する
	作業者は手順・ルールに則り、衛生的な服装・状態で作業を行っている					点検できない場合は、画像等で確認する
	作業者の疾病、怪我などを、申告させ、程度や状態により作業を制限している					ヒヤリング調査する
6-2	項目		設定の理由			
施設・設備の衛生	施設、設備の衛生管理に務め、清掃の記録を保管している		施設における飼養、取扱い過程での家畜の健康を害する、畜産物を汚染するリスクを低減するため			
補足説明	施設、設備の衛生状態を維持するために必要な措置(トラップや侵入防止措置、忌避効果のある資材の活用等)を講じることを求めている。ここでは、手順書までは求めない。薬剤等については、設置場所等を把握し、管理不行き届きとしないようにすること。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	施設、設備の清掃の記録を保管している					文書の内容を確認しサンプリング調査する
	施設、設備を巡回し、施設の衛生状態を確認する仕組みがある					ヒヤリング調査する
	施設、設備は清潔で衛生的に保たれている					点検できない場合は、画像等で確認する
	施設は、害虫や害鳥獣の侵入を防止するために必要な構造、設備を有している					点検できない場合は、画像等で確認する
	施設・設備の衛生管理に外部サービスを活用している場合、作業の報告を受け、その記録を保管している					記録に基づきサンプリング調査する

6-3	項目		設定の理由			
動物用医薬品	施設内で使用する動物用医薬品及び医療用器具を把握し、適切に管理している		動物用医薬品による事故を防止すると共に、ムダをなくすため			
補足説明	管理方法に指定がある動物用医薬品(抗生物質、駆虫剤、ワクチン等)については、指定された方法(管理責任者の明確化、施錠、表示、冷暗所等)を順守すること。 医療用器具:注射器、メス等を指す。注射器は、使用後に産業廃棄物として適切に処分しなければならない。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	動物用医薬品及び医療用器具の管理に関する担当者を決め、保有する医薬品・医療用器具をリスト化している					サンプリング調査する
	動物用医薬品は、指定された方法(施錠、冷暗所、水濡れ防止等)を順守し、保管している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	動物用医薬品及び医療用器具の使用に関する手順書を作成し、適切に管理している					施設や畜産物の汚染、他の薬品等との混合する可能性がないか確認する
	動物用医薬品は、出入庫及び使用状況を管理し、適切に在庫を把握している					記録に基づきサンプリング調査する
6-4	項目		設定の理由			
その他薬剤	施設内で使用する薬剤を把握し、適切に管理している		薬剤による家畜の汚染リスクを低減するため			
補足説明	薬剤:殺虫剤(スプレー式を含む)、品質保持用の薬品、忌避剤、防鼠剤、手指消毒用の薬品、設備・機械・備品用の洗剤などを指す。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	薬剤は、定位置管理のうえ保管している					点検できない場合は、画像等で確認する
	薬剤の使用に関する手順書を作成し、適切に管理している					サンプリング調査する

6-5	項目		設定の理由			
飼料の管理	飼料及び飼料添加物を、衛生的に管理している		家畜の健康を維持し、畜産物の汚染リスクを低減するため			
補足説明	家畜に与える飼料及び水は、他の飼料や排せつ物、薬品類が混入することがないように保管し、給餌されていること。 汚れた場合は直ちに交換する、設備を洗浄するなどの対策を講じ、常に衛生的に維持すること。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	飼料及び飼料添加物の使用に関する担当者を決め、保有する飼料、飼料添加物をリスト化している					サンプリング調査する
	飼料の配合、給餌方法及び保管に関する手順書を作成し、異物が入らないように、また、水や施設を汚染することがないように管理している					文書の内容を調査し、手順が明確か確認する
	飼料及び飼料添加物は、出入庫及び使用状況を管理し、適切に在庫を把握している					記録に基づきサンプリング調査する
6-6	項目		設定の理由			
備品の管理	備品管理のための手順書を作成し、適正に運用している		備品への誤使用や汚染を防止するため			
補足説明	備品：給餌用の農機具、機械部品や工具、刃物、ブラシなど作業現場で使用する器具等を指す。 整理：要るものと要らないものの区別を行い、要らないものを処分すること。 整頓：要るものの置く場所と置き方を決めて、名札をつけること。					
補足説明	この規範項目では、備品類の管理手順を定めることを求めているが、記録保持までは要求しない。					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	備品の管理担当者を決め管理手順（保管場所の指定、在庫の把握等）を明確にしている					ヒヤリング調査する
	備品は適切に整理、整頓され、散乱していない					点検できない場合は、画像等で確認する

7. 環境配慮

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

7-1	項目		設定の理由			
排泄物の処分	家畜排泄物による環境汚染等を防止するために適切に管理している		家畜排せつ物処理法を遵守すると共に、周辺の汚染や悪臭・害虫の発生を防止するため			
補足説明	家畜排せつ物法(「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」)を順守し、排せつ物を適切かつ十分な能力の施設で処理していることを求めている。 「家畜排せつ物法に基づく管理基準」では、牛10頭/豚100/鶏2,000羽/馬10頭以上の飼養農場が管理対象となる					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	固形状の家畜排せつ物の管理施設については床をコンクリート等汚水が浸透しない材料で構築し、適当な覆い及び側壁を設けている					可能な限り実地でサンプリング調査する
	液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯蔵槽となっている					可能な限り実地でサンプリング調査する
	処理施設の処理容量は排出される家畜排せつ物を満たしている					可能な限り実地でサンプリング調査する
	家畜排せつ物は、悪臭・害虫の発生を防ぐために、清掃され、早期搬出されている					ヒヤリング調査する
7-2	項目		設定の理由			
廃棄物の処分	廃棄物の処分方法を定め、処分の記録を保管している		廃棄物を適正に処分し、環境破壊、汚染のリスクを低減するため			
補足説明	廃棄物：ここでは、家畜の死骸、破損した備品等の不要となったものを対象とする。手順書までは求めず、定めた処分方法が確認できれば良い。 廃棄物処理業者：法律で定められた要件を満たす事業者。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	不要な資材・破材・廃棄物を、定位置に保管され、定められた通り処分している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	家畜の死骸等、疾病蔓延の原因となる廃棄物は、隔離した施設で一時保管し、埋却、焼却等適切に処分している					ヒヤリング調査する
	廃棄物処理業者との契約書を保管し、委託した廃棄物が適正に処理されていることを確認している					マニフェスト等によりサンプリング調査する

7-3	項目		設定の理由			
環境への配慮	環境への負荷を低減する取り組みや活動を行っている		持続可能な畜産業をめざし、地域社会や生協組合員の信頼を確保するため			
補足説明	この規範では、周辺住民や環境に悪影響を及ぼさないよう、努力することを求めている。					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	施設周辺の生活環境に配慮し、深夜や早朝作業の騒音を減らす、異臭を発生しない、害虫発生を防ぐ等の配慮をしている					ヒヤリング調査する
	施設からでる汚水や排水を垂れ流しせず、ゴミ等が飛散しないように処置している					可能な限り施設周辺を実地調査する
	施設の関係者は地域の社会奉仕、環境保全活動に積極的に参加、参画している					ヒヤリング調査する
7-4	項目		設定の理由			
環境保全活動	耕種農家との連携や自給飼料の栽培等をとおして循環型農業を推進している		持続可能な畜産業をめざし、地域社会や生協組合員の信頼を確保するため			
補足説明	この規範項目では、自給飼料の活用、家畜排せつ物の地域内循環への参加、エコファーマー認定の取得等により、地域及び地球環境に配慮した畜産業を営むよう求めている。					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	家畜排せつ物の有効利用(堆肥・液肥、バイオ燃料等)に取り組んでいる					ヒヤリング調査する
	自社農場や地域の耕種農家と連携し、生産した堆肥を耕作地に活用している					ヒヤリング調査する
	地域で生産された飼料用作物を、自給飼料等として積極的に活用している					記録に基づきサンプリング調査する

8. 労働安全衛生

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

8-1	項目		設定の理由			
労働環境	作業場所の労働環境を整え、安全性に配慮している		作業者の安全を確保し、事業者の信頼を向上するため			
用語解説	危険な作業：高所作業、フォークリフト等の機械類の運転、重量物の運搬、家畜の移動などを指す。 危険な場所：排せつ物処理施設、機械類の回転、鋭利な部分、重量物の下、滑りやすい床面、騒音の激しい場所、転落の可能性のある場所などを指す。 危険な設備：燃料、配電盤、高圧ガス、転倒・倒伏の可能性のある設備などを指す。 有毒ガス：サイロ内での一酸化炭素、糞尿による硫化水素やアンモニアガスが発生する。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	避難通路、非常用設備(防火、消火、緊急停止装置等)を確保し、明示している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	有毒ガス、酸素欠乏、騒音、粉塵、悪臭、過度に寒暖差が生じる作業場所を把握し、健康被害を防止する対策を講じている					可能な限り事故防止装備等につき実地でサンプリング調査する
	危険な作業、場所、設備などを把握し、危険であることを周知(教育、表示等)している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	危険回避の対策(緊急停止装置、緩衝材の設置、進入禁止の明示など)をとっている					可能な限り実地でサンプリング調査する
8-2	項目		設定の理由			
作業者の訓練	適正に訓練された作業者のみを、作業に従事させている		作業者の安全を確保するため			
補足説明	資格や免許を必要とする作業には、獣医師免許、危険物取扱、乾燥施設、玉掛クレーン、アーク溶接、はい作業(バラ荷の積揚げ降ろし)等の作業がある					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	危険な作業に従事する作業者に対し、十分に教育、訓練を行い、記録している					記録に基づきサンプリング調査する
	資格や免許を必要とする作業には、その保持者のみが従事していることを確認している					資格証等を元にサンプリング調査する

8-3	項目		設定の理由			
事故・災害対応	事故や災害に対応するしくみがあり、必要な訓練が行なわれている		作業者の安全確保のため			
補足説明	必要な訓練には、消火活動、地震・津波などの避難及び避難誘導訓練、停電時の対応訓練、事故時の傷病者の救護、心肺蘇生、応急手当等がある 事故に対応する備品：衛生的な水、怪我に応じた応急処置用具等を準備すること					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	事故、災害が生じた場合の対応組織を確立し、必要な訓練を行っている					ヒヤリング調査する
	事故に対応する備品を常備している					可能な限り実地でサンプリング調査する
8-4	項目		設定の理由			
健康管理	作業従事者の健康診断を実施し、疾病の予防に活用している		作業者の安全確保及び疾病の蔓延を防止するため			
補足説明	この規範項目では、通常健康診断による作業者の健康管理とともに、人畜共通の疾病に関する情報の入手に努めることを求めている。					
推奨	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業者の健康診断を実施し、健康状態にあった作業に従事させている					ヒヤリング調査する
	飼養する家畜と共通する疾病、家畜から伝染する疾病の情報入手し、作業者の健康管理に役立っている					ヒヤリング調査する

9. 教育訓練

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

9-1	項目	設定の理由				
教育・訓練	家畜の衛生管理、疾病に関する情報の入手、管理手法の習得に努めている	家畜の衛生管理に関する知識を深め、畜産物のリスク低減活動に活かすため				
補足説明	この規範項目では、畜産業者として農林水産省の「家畜伝染病予防法」「畜種別衛生管理規範」「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準(農場HACCP)」等の管理手法を学び、実践することを求めている。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	管理者に、畜産業の衛生管理に関わる知識を習得させる機会を持っている					ヒヤリング調査する
	畜産物の関連法規、食品安全、環境保全、労働安全に関わる講習、研修等により、管理技術を習得させる機会を持っている					ヒヤリング調査する
	習得した知識等を活かし、施設や設備、資材の管理や作業者の衛生管理を見直している					ヒヤリング調査する

10. 自己点検

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

10-1	項目	設定の理由				
自己点検	本規範項目を活用し、家畜の生産管理に関する自己点検体制を確立し、不適合を是正している	畜産物の生産、管理方法を見直し、事故のリスクを低減するため				
補足説明	生産者自ら自己点検を行い、自己点検の結果発見された不適合に対して、手順の見直し、仕組みの構築、作業の変更、施設・設備の修繕等の手法を用い、適切に是正することを求めている。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	本規範項目を活用し、畜産物の生産活動に関する自己点検を実施している					自己点検結果を確認する
	自己点検の結果を記録し、不適合を適切に是正している					自己点検結果を確認する
	団体として畜産物を生協に出荷している場合、団体事務局は、本規範項目を活用し、監査を実施している					記録に基づきサンプリング調査する 改善指摘の内容を確認する

11. 種別の追加項目

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

補足説明	以下、「11」の規範については、1～10の項目に加え、畜種に特徴的な要件とする。					
11-1	項目			設定の理由		
肉用牛	肉用牛においては、以下の点検項目を順守すること			牛トレーサビリティ法を遵守するため		
補足説明	牛トレサ法：農水省が所管する「牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別措置法」の略称。耳標等を活用して、個体ごとに確実に識別できるようにする制度。死亡した場合には届け出が必要となる。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	牛トレサ法を順守し、個体ごとに管理している					サンプリング調査する
11-2	項目			設定の理由		
養鶏	養鶏においては、以下の点検項目を順守すること			鳥インフルエンザ等の感染リスクを低減させるため		
補足説明	野鳥の家禽舎への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが2cm以下)等を設置すると共に、定期的に破損状況を確認し、破損がある場合には即座に破損箇所を修繕する必要がある。					
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	施設に、渡り鳥の侵入防止措置を講じ、飼料等に糞などが入らないように管理している					点検できない場合は、画像等で確認する
11-3	項目			設定の理由		
採卵鶏	採卵鶏においては、以下の点検項目を順守すること			畜種特有の事項に適切に対応し、汚染リスクを低減するため		
必須	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	必要に応じてSEフリー証明を入手・保持している					記録に基づきサンプリング調査する
	採卵生産量は、毎日、個数及び重量が、規格別(卵色、サイズ、良品、不良品)に確認している					可能な限り実地でサンプリング調査する
	採卵は、温度・時間帯において適切に管理されている					可能な限り実地でサンプリング調査する

【基本用語解説】

<この点検表で頻繁に使用している用語は、以下のように定義します。>

用語	用語の意味
必須	産直商品の品質と信頼を確保するために、不可欠と考えられる項目。
推奨	産直商品の品質と信頼を確保するために、達成に向けて努力すべき項目。
産直品	本規範で使用する「産直」には、産消提携品、産地指定品、コープ商品等、各生協独自の商品を含む。
手順書	管理方法や業務、作業などの活動について、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」するのかを明確にし、文書にしたもの。作業の指示書も含む。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
管理	常に最善の状態を維持していること。また、そのために、定期的にあるいは必要が生じるたびに、必要な手立てをとっていること。
取扱い	畜産物の取扱いを指す。取扱いの範囲は飼養、出荷に限らず、計画・企画、仕入れ・販売、保管・配送の行為を含むものとする。
品質管理	品質上の目標(基準)を定めて、それを達成させるための様々な取り組みのこと。衛生管理も品質管理のなかに含まれる。
衛生管理	腐敗・食中毒、異物混入、薬剤、動物用医薬品等の化学物質汚染などの事故を防ぐために施される取り組みのこと。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。 (特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに、見直しをしていること。
識別	ある物とある物が別のものであることを、誰にでもわかる方法で視覚的に区分けすること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に区分けすること。